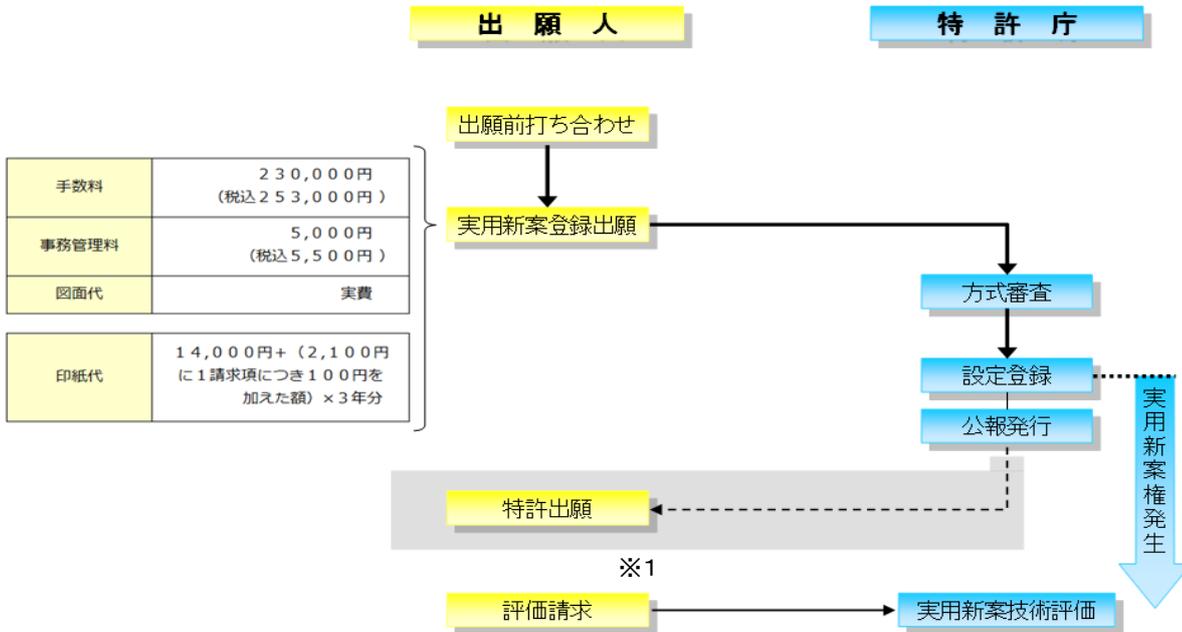


実用新案登録の流れ及び実用新案登録に関する概算費用

令和1年10月現在
薬丸特許事務所



<特許と実用新案との違い>

	特許	実用新案
保護対象	物の発明 方法の発明 物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	あり	なし（無審査登録主義）
権利期間	出願日から20年で終了	出願日から10年で終了
権利になるまで	審査請求から2年程度 (ただし早期審査制度あり)	出願から2ヶ月程度
権利行使	特に制限なし	技術評価書を提示して警告した 後でなければ権利行使不可

※1 実用新案権の放棄を前提として、実用新案登録に基づく特許出願をすることができます。これにより、特許出願として実体審査を受けなければならなくなりますが、特許の場合の上記権利期間及び権利行使のメリットが得られます。実用新案の経済的価値が高まるなどの事情で、権利の格上げを図りたい場合に、実用新案登録に基づく特許出願を検討することになります。
実用新案登録に基づく特許出願は、実用新案登録出願の日から3年以内であれば、いつでもすることができますが、実用新案技術評価を請求した後は、できなくなります。